

シアトル日本語補習学校運営委員会規則

第1条 目的

「シアトル日本商工会（春秋会）」（以下、商工会）教育部会は、シアトル日本語補習学校の適正な運営、管理、指導を図るためシアトル日本語補習学校運営委員会（以下 運営委員会）を設置する。

第2条 構成

運営委員会は次の者をもって構成する。

- (1) シアトル日本商工会（春秋会）教育部会長及び理事（7名）（2015年1月改定）
- (2) シアトル日本語補習学校校長及び教頭（1995年4月常任委員会「教頭」追加）
- (3) シアトル日本語補習学校幼稚園部園長及び高等学部校長
(2006年4月常任委員会「園長」「校長」追加）
- (4) シアトル日本語補習学校事務長（2015年7月常任委員会 名称変更）
- (5) シアトル日本語補習学校教務主任（2015年7月常任委員会 名称変更）
(2016年2月常任委員会 PTA会長削除）

第3条 運営委員長・副委員長

運営委員会には運営委員長及び副委員長各1名をおき、運営委員長にはシアトル日本商工会（春秋会）教育部会長がこれにあたる。運営委員長に事故ある時は、副委員長が、その職務を代行する。職務を遂行するにあたり、運営委員会により顧問を配置することができる。

(2005年2月常任委員会改定)

第4条 任務と権限

運営委員会は次のことを行使することが出来る。ただし、特に重要と認められる事項についてはあらかじめシアトル日本商工会（春秋会）常任委員会の承認を得てこれを行うものとする。

- (1) シアトル日本語補習学校の年次予算案、決算案の作成
- (2) 現地採用教員・事務員（除く、校長、園長、教頭、事務長、教務主任）の任免、給与その他服務並びに人事に関する事項（2015年7月常任委員会 事務員追加・除外対象追加）
- (3) シアトル日本語補習学校の管理・運営に関する事項
- (4) シアトル日本商工会（春秋会）がスポンサーである借用校教育関係者の日本派遣事業の推進
(2011年12月常任委員会改定)

第5条 シアトル日本商工会（春秋会）に対する承認要請事項

- (1) 運営委員会は以下の事項について商工会常任委員会の承認を得なければならない。
 - (a) シアトル日本語補習学校の年次予算、ならびに年度内に収入あるいは支出が予算総額の10%を越えて変動することが見込まれる際にはその内容と対応策
 - (b) 年次決算（含む未処分金残高）（2009年12月常任委員会追加）

第6条 会議

運営委員長は次の通り会議を招集し主宰する。

- (1) 会議は原則として月1回開催するが、必要に応じて2回以上開催することが出来る。
- (2) 会議は委員全員の出席をもって開催するが、次の場合はこの限りではない。
 - ① 運営委員長の認める者が、代理出席する場合
 - ② シアトル日本商工会（春秋会）教育部会長及び理事（6名）の内、4名以上（上記代理出席者を含む）が出席する場合（2015年1月改定）
- (3) 議決は全会一致を原則とする。ただし、運営委員長の判断により多数決で議決することを認める。なお、多数決の場合、商工会教育部会会長および理事（欠席者含む）の総数の3分の2以上の賛成がなければならない。（2015年7月常任委員会改訂）
- (4) 運営委員長は必要に応じて運営委員以外（例えばPTA会長）の出席を求め参考意見を聞くことが出来る。（2016年2月常任委員会 PTA会長の例を追加）
- (5) 運営委員長は書記を学校職員から選定して置くことが出来る。（2015年7月常任委員会追加）

第7条 規則改正

本規則の改正はシアトル日本商工会（春秋会）常任委員会の承認を条件とする。